

○ 人文学科履修細則

I 一般的事項

- (1) 人文学科の学生は、在学中にどのような目標をもって、どのような学修・研究を行うかを、入学時から常に主体的に考え計画し、履修すること。
- (2) 科目履修に関する基本的事項は、学則、文学部規程、人文学科履修細則、学科共通履修細則、教職課程・学芸員・社会教育主事の資格取得に関する規程等に明示している。これらを熟読の上、以下に述べる諸項目や時間割作成の手引き・シラバス等を参考にして、履修科目を決定すること。
- (3) 同一時限に同時に開講されている科目は、重複して履修することができない。
- (4) 授業科目のうちで、A、B、C 等クラスの区別のあるものは、そのいずれか一つを選択し履修すること。ただし、履修する科目によっては、予め受講するクラスを指定する(以下、「受講指定」という。)場合がある。この場合は、原則として、受講指定されたクラスで受講しなければならない。
- (5) 科目によっては、隔年開講となる。
- (6) (A) 各学期の履修上限単位数は、追手門学院大学履修登録に関する取扱基準に定める。
(B) 資格取得に関する科目等のうち、卒業要件とならない科目の単位数については、この制限を受けない。その他、成績評価が「認定」として単位付与される科目についても、この制限を受けない。
- (7) 履修登録を所定の方法に従って、指定の期日までに行うこと。この手続きをしない場合には、単位を修得することができない。

II 共通教育科目

共通教育科目は、文学部規程第10条第1項に定めるとおり28単位以上を修得するものとする。なお、共通教育科目は、1年次、2年次において確実に修得することが望まれる。

(1) ファウンデーション科目群

① 初年次科目

1) 次の科目は、1年次に履修することが望ましい。

「日本語表現」

「数的処理入門」

② 外国言語科目

(A) 外国人特別学生、外国人留学生及び帰国生徒のうち指定された者以外の者は、外国言語科目(英語)から6単位以上を修得しなければならない。なお、ドイツ語、フランス語、中国語は自由選択とする。また、次の外国言語科目(英語)科目は必修につき1年次に全員が履修するものとする。

「総合英語 1」

「総合英語 2」

「Online English Seminar 1」

「Online English Seminar 2」

(B) 外国人特別学生、外国人留学生及び帰国生徒のうち指定された者は、外国言語科目(日本語)から4単位以上を修得しなければならない。なお、次の外国言語科目(日本語)は、以下学年で履修することが望ましい。また、英語、ドイツ語、フランス語、中国語は自由選択とする。

1) 1年次に履修することが望ましい科目

「日本語読解中級1」

「日本語読解中級2」

「日本語聴解中級1」

「日本語聴解中級2」

2) 2年次に履修することが望ましい科目

「日本語読解上級1」

「日本語読解上級2」

「日本語聴解上級1」

「日本語聴解上級2」

(2)リベラルアーツ・サイエンス科目群

リベラルアーツ・サイエンス科目群に掲げる科目から、8単位以上を修得しなければならない。

(3)主体的学び科目群

(A) 次の科目は、1年次に履修することが望ましい。

「追手門アイデンティティ」

(B) 外国人特別学生、外国人留学生及び帰国生徒のうち指定された者は、次の科目を修得しなければならない。

「日本事情 1」

「日本事情 2」

(4) その他の科目は別に定める。

Ⅲ 学科科目

1 人文学科の開設する学科科目については、文学部規程第10条第1項に定めるとおり68単位以上を修得しなければならない。なお、人文学科の学生が卒業に必要な単位の総数は、Ⅱ 共通教育科目に規定された単位数とあわせて124単位である。

2 人文学科生は、入学時に文学部規程第2条第3項に定める専攻に所属しなければならない。

3 人文学科の学科科目は、文学部規程第9条(別表Ⅰ)に掲げるとおりである。

4 科目は一部科目を除き、学科、専攻及び学生の学修計画に応じて、自由に選択することができる。履修登録に関するオリエンテーション等の資料を参照すること。科目によっては、人数制限及び受講指定をすることがある。

5 人文学科の学科科目は、専門基礎科目群、専攻科目群、専門関連科目群に区分される。

(1) 専門基礎科目群

専門基礎科目群は、学科共通科目、専門演習科目、専門研究科目、専門基本科目に区分される。学科共通科目及び専門基本科目は、1年次、2年次において確実に修得することが望まれる。

① 学科共通科目、専門演習科目及び専門研究科目は、すべて必修とし、原則として指定された年次に受講指定し、履修するものとする。

1) 1年次

「新入生演習」

「日本学入門」

「人文学演習」

2) 2年次

「文献講読」

「専門演習1」

3) 3年次

「専門演習2」

「専門演習3」

4) 4年次

「専門演習4」

「専門演習5」

「卒業研究」

② 専門基本科目は、選択必修科目であり、12単位以上修得しなければならない。なお、一部科目においては、履修を制限することがある。

③ 「専門演習1」は2年次春学期に別に定める要領により、所属するクラスを決定する。なお、原則として「専門演習2」、「専門演習3」「専門演習4」並びに「専門演習5」は、「専門演習1」と同一の担当教員のもと指導を受けるものとする。

④ 「卒業研究」に関する事項は、Ⅳ卒業研究に定める。

(2) 専攻科目群

専攻科目群は、日本文学専攻科目、歴史文化専攻科目、美学・建築文化専攻科目に区分される。各専攻科目は、専門基幹科目、専門展開科目に区分される。修得方法は以下の通りとする。

- ① 所属する専攻(以下「自専攻」という。)の専攻科目より、次のとおり修得しなければならない。なお、自専攻の専攻科目は1年次から3年次において、確実に修得することが望まれる。
 - 1) 自専攻の専門基幹科目から、10単位以上修得しなければならない。
 - 2) 自専攻の専門展開科目から、16単位以上修得しなければならない。
- ② 所属する専攻以外(以下、「他専攻」という)の専門基幹科目および専門展開科目より修得した科目は、学科科目の単位として卒業に必要な含めることができる。なお、一部科目においては、履修を制限することがある。

(3) 専門関連科目群

- ① 専門関連科目群に掲げる科目については、必要単位数を設けない。
- ② 専門関連科目群に掲げる科目のうち、一部科目においては、履修を制限することがある。
- ③ 以下の科目の単位認定については、別に定める。

「国際コミュニケーション論」

「国際事情」

「国際特別演習」

「国際表現演習」

6 人文学科の学科科目のうち、以下の科目は指定された者のみ履修することができる。

科目一覧

科目	備考
書道1	中学校教諭一種免許状(国語)の授与を受けようとする者のみ
書道2	
国語科教育論1	中学校及び高等学校教諭一種免許状(国語)の授与を受けようとする者のみ
国語科教育論2	
国語科教育論3	
国語科教育論4	
社会科教育論1(地理歴史分野)	中学校教諭一種免許状(社会)及び高等学校教諭一種免許状(地理歴史)の授与を受けようとする者のみ
社会科・地理歴史科教育論	
法律学概論1	中学校教諭一種免許状(社会)の授与を受けようとする者のみ
法律学概論2	
社会科教育論2(公民分野)	
社会科・公民科教育論	
博物館実習	学芸員となる資格を得ようとする者のみ
日本語教授法	日本語教師養成プログラムの修了認定を受けようとする者のみ
日本語教育演習	
日本語教育実習	
デザイン文化論	建築士受験資格を得ようとする者のみ
住宅構法論	
コンピュータデザイン	
製図基礎	
建築文化論1	
建築文化論2	
建築文化論3	
建築文化論4	
国際コミュニケーション論	大学が認めた留学生のみ
国際事情	
国際特別演習	
国際表現演習	

IV 卒業研究

- (1) 卒業研究は必修6単位とする。人文学科4年次に在学する者は、指導教員の研究指導のもとに、所定の手続きを経て、所定の期日までに人文学科の専攻に関連する卒業研究の成果物を提出しなければならない。
- (2) 卒業研究は4年次に行うこととし、原則として4年次春学期の履修制限単位に含める。
- (3) 卒業研究の成果物は、原則として人文学科の専攻に関連する研究成果を論述する「卒業論文」とする。ただし、所定の手続きを経て、事前に承認を得た場合に限り、研究成果を論述以外の形式で提出することができ、これを「卒業制作」という。なお、研究成果として認められる形式については別に定める。

- (4) 卒業研究は、指定された要領で事前に承認を得た場合に限り、共同で行うことができる。
- (5) 卒業研究の提出予定者は、別に定める期日までに、指定された方法により卒業研究の題目を所定の用紙に記入し、指導教員の承認を得て、届け出なければならない。期日に遅れた者は卒業研究の審査を受けることができない。
- (6) 卒業研究は、12月15日を提出期限とし、提出受付期間に指定された要領にて提出しなければならない。ただし、病気その他やむを得ない事情によりこの期間に提出できない者は、その理由を証する書面を添えて12月15日までに願ひ出た場合に限り、翌月の10日を限度として提出期限の延期を許可することがある。
- (7) 卒業研究の審査は、提出された成果物の審査及び口頭試問とし、複数の教員が担当する。
- (8) 卒業研究の審査に不合格の場合、成果物の未提出並びに不受理の場合は、次年度の春学期に提出することができる。この場合には、6月15日を提出期限とする提出受付期間に指定された要領にて提出しなければならない。ただし、病気その他やむを得ない事情により期日までに提出できない者は、その理由を証する書面を添えて6月15日までに願ひ出た場合に限り、翌月の10日を限度として提出期限の延期を許可することがある。

V 日本語教師養成プログラム

文学部人文学科に日本語教員を目指す者のために、日本語教師養成プログラム(以下、「本プログラム」という。)を置く。

日本語教育機関の告示基準解釈指針に基づき、本学部が定める要件単位を修得した場合、申請により日本語教師養成プログラム単位修得証明書を卒業時に発行する。

本プログラムの資格希望登録は原則1年次より行う。本プログラムの履修を希望する者は、定められた要領で手続きを行い、本学部が定める科目の区分ごとに最低修得単位数以上を満たすべく、計画的に履修し単位を修得しなければならない。履修方法については、本細則で定めるところほか、オリエンテーションや授業等にて周知する。

1 日本語教師養成プログラムの履修方法

(1) 資格希望登録

本プログラムの履修を希望する者は、所定の期間内に、指定された要領で、資格希望登録を行わなければならない。この詳細については、別に定める。

(2) 履修希望登録

本プログラムの履修を希望する者は、所定の期間内に、指定された要領で、履修登録を行わなければならない。なお、この詳細については、別に定める。

(3) オリエンテーション及び各種説明会

本プログラムを履修する者は、本プログラムに係るオリエンテーション及び各種説明会へ必ず参加し、担当教員から履修、並びに本プログラム修了に係る所定の手続きに関する指導を受けなければならない。

(4) 資格希望登録継続手続き

本プログラムの履修の継続を希望する者は、所定の期間内に、指定された要領で手続きをしなければならない。なお、継続要件については別に定める。

2 日本語教師養成プログラムの科目及び単位数

本プログラム単位修得証明書の発行を求める者は、以下に定める履修方法に従って、所定の単位を修得しなければならない。

科目区分		本学開講科目名及び単位数		履修区分
社会・文化・地域に関わる領域	社会・文化・地域	グローバル化と日本	2	必修
		日本語教育入門	2	必修
	言語と社会	日本語の方言	2	必修
教育に関わる領域	言語と心理	第二言語習得	2	必修
		言語と心理	2	必修
	言語と教育	日本語教育実習	1	必修
		電子出版	2	必修
		日本語教授法	2	必修
		日本語教育演習	2	必修
言語に関わる領域	言語	言語学	2	必修
		日本語学概論 1	2	必修
		日本語学概論 2	2	必修
		日本語学 1 (音声・音韻)	2	必修
		日本語学 2 (文法)	2	必修
		新入生演習	2	2単位 以上修得 選択必修
		日本語表現	2	
最低修得単位数 合計			29	

3 その他

- (1) 前項に定める科目のうち、一部科目は本プログラムの履修を希望する者以外には、履修を制限することがある。
- (2) 「日本語教育実習」を履修するためには、前学期までに「日本語教育入門」、「日本語教授法」、「日本語教育演習」、「日本語学概論 1」、「日本語学概論 2」の5科目10単位を修得しなければならない。
- (3) 日本語教育実習は別に定める要領で実施する。
- (4) 前項に定める科目の履修については、各自履修方法を確認の上、計画的に履修を行わなければならない。また、修得科目及び単位数等の修得状況については、本人の責任において把握しなければならない。
- (5) 前項に定める科目を所定の履修方法に従い必要な単位を全て修得し本学を卒業した者には、願い出により日本語教師養成プログラム単位修得証明書を交付する。
- (6) 本細則及び別に定める要項に定めのないことは、文学部会議にてその都度これを定める。

VI 建築士試験受験資格取得コース

美学・建築文化専攻に所属する者で一級建築士、二級建築士及び木造建築士の受験資格取得を得ようとする者のために、文学部人文学科に建築士試験受験資格取得コース(以下「本コース」という)を置く。

本コースは、建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)に基づき、本学部が定める要件単位を修得した場合、卒業後願い出により指定科目修得単位証明書・卒業証明書を交付する。

本コースは、原則1年次より開始する。本コースの履修を希望する者は、定められた要領で手続きを行い、本学部が定める科目の区分ごとに最低修得単位数以上を満たすべく、計画的に履修し単位を修得しなければならない。履修方法については、本細則で定めるところほか、オリエンテーションや授業等にて周知する。

1 建築士試験受験資格取得コースの履修方法

(1) 履修希望登録

本コースの履修を希望する者は、所定の期間及び要領で事前申込みと履修登録を行わなければならない。なお、この詳細については、別に定める。

(2) オリエンテーション及び各種説明会

本コースを履修する者は、本コースに係るオリエンテーション及び各種説明会へ必ず参加し、担当教員から履修指導、並びに本コース修了に係る所定の手続きに関する指導を受けなければならない。

(3) 履修希望登録継続手続き

本コースの履修の継続を希望する者は、所定の期間内に、指定された要領で手続きをしなければならない。なお、継続要件については別に定める。

2 建築士試験受験資格取得コースの科目及び単位数

本コースの、指定科目修得単位証明書・卒業証明書の交付を求める者は、以下に定める履修方法に従って、所定の単位を修得しなければならない。

本学開講科目、単位数、配当年次、履修区分及び履修方法は以下のとおりとする。

指定科目の分類及び単位数 (最低単位数)	本学開講科目、単位数、配当年次、履修区分並びに履修方法											
	科目名	単位数	配当年次	一級建築士試験		二級・木造建築士試験						
履修区分				履修方法	履修区分	履修方法						
①建築設計製図	製図基礎	2	1年次以上	必修	2科目5単位以上 修得すること	①の区分より履修区分に従って7 単位以上修得すること	必修	①の区分より履修区分に従って4単位以上修得すること				
	コンピュータデザイン	2	2年次以上	選択必修			選択必修					
	建築文化設計1	3	2年次以上	選択必修			選択必修					
	建築文化設計2	3	2年次以上	選択必修			選択必修					
②建築計画	日本建築史	2	2年次以上	選択必修	②の区分より履修区分に従って8単位以上修得すること	②～④の区分より履修区分に従って8単位以上修得すること	選択必修					
	西洋建築史	2	2年次以上	選択必修			選択必修					
	近代建築史	2	3年次以上	選択必修			選択必修					
	デザイン文化論	2	1年次以上	選択必修			選択必修					
	建築文化計画	2	3年次以上	選択必修			選択必修					
③建築環境工学	建築の環境1	2	2年次以上	必修	③の区分より履修区分に従って2単位以上修得すること	選択必修						
④建築設備	建築の環境2	2	3年次以上	必修	④の区分より履修区分に従って2単位以上修得すること	選択必修						
⑤構造力学	建築の構造1	2	1年次以上	必修	⑤の区分より履修区分に従って4単位以上修得すること	選択必修						
	建築の構造2	2	2年次以上	必修		選択必修						
⑥建築一般構造	建築文化論3	2	3年次以上	必修	⑥の区分より履修区分に従って4単位以上修得すること	選択必修						
	住宅構法論	2	1年次以上	必修		選択必修						
⑦建築材料	建築文化論1	2	2年次以上	必修	⑦の区分より履修区分に従って2単位以上修得すること	選択必修						
⑧建築生産	建築文化論4	2	3年次以上	必修	⑧の区分より履修区分に従って2単位以上修得すること	必修						
⑨建築法規	建築文化論2	2	3年次以上	必修	⑨の区分より履修区分に従って2単位以上修得すること	必修	⑨の区分より履修区分に従って2単位以上修得すること					
①～⑨の計 (a)					33単位以上		24単位以上					
⑩その他 (b)	建築文化入門	2	1年次以上	選択必修			選択					
	居住空間史	2	1年次以上	選択必修			選択					
	都市文化史	2	2年次以上	選択必修			選択					
(a)+(b)の計					40単位以上		40単位以上	30単位以上	20単位以上			
必要な実務経験年数					卒業後4年		卒業後0年	卒業後1年	卒業後2年			

3 その他

- (1) 前項に定める科目のうち、一部の科目は、本コースの履修を希望する者以外には履修を制限することがある。
- (2) 前項に定める科目の履修については、各自履修方法を確認の上、計画的に履修を行わなければならない。また、修得科目及び単位数等の修得状況については、本人の責任において把握しなければならない。
- (3) 前項に定める科目を所定の履修方法に従い必要な単位を全て修得し本学を卒業した者には、願い出により、単位証明書・卒業証明書を交付する。
- (4) 建築士の制度、試験の詳細については、公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ等を各自確認すること。
- (5) 本細則に定めのないことは、文学部会議にてその都度これを定める。

附則

この細則は、2022年4月1日から施行する

附則

この細則は、2023年4月1日から施行する